

令和6年10月

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和6年9月30日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0930第9号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）が改正され、令和6年10月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D008 内分泌学的検査				
52	抗ミュラー管ホルモン(AMH)	597	生化学(Ⅱ) 144	※1

下線部が追加されました。

※1. (28)「52」の抗ミュラー管ホルモン(AMH)は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECLIA法又はCLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。

■ 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D013 肝炎ウイルス関連検査				
5	HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性	102	免疫 144	※2

※2. (10) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

以上

No. 24-25